

政省令改正事項一覧

(1) 暫定任意適用事業について（整備政令、整備省令、施行期日政令）

- 暫定任意適用事業の廃止に伴う関係政省令の暫定任意適用事業に係る規定の削除【法律改正】
- 暫定任意適用事業の廃止の施行期日の制定【法律改正】

※ 整備政令：失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（昭和 47 年政令第 47 号）

整備省令：失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う労働省令の整備等に関する省令（昭和 47 年労働省令第 9 号）

(2) 特別加入制度について（労災則）

- 特別加入団体の保険関係の承認や消滅の要件を省令に規定【法律改正、附帯決議】
- 保険関係の承認後に特別加入団体に求める事項（労災保険料の納付その他の労災保険に関する業務を適切に実施することや特別加入者の事業・作業や属性に応じた業務災害の防止に関する活動に係る業務を適切に実施すること等を含む。）を省令に規定【法律改正、附帯決議】

(3) 消滅時効について（労災令、労基法新規政令、労災則、労基法新規省令）

- 労災保険給付請求権等の消滅時効期間を 2 年から 5 年とする疾病について政省令に規定【法律改正】

(4) 社会復帰促進等事業について（労災令、労災則）

- 保険給付と同様に労働保険審査官及び労働保険審査会法による不服申し立ての対象とする社会復帰促進等事業について政省令に規定【法律改正】

(5) 遅発性疾病に係る給付基礎日額について（労災則、徴収則）

- 有害業務に従事した最後の事業場を離職した後、別の事業場で有害業務以外の業務に就業中に発症した場合における給付基礎日額の算定方法を省令に規定【建議】
- 疾病の原因となった業務に従事した事業場のメリット収支率に反映する額は、ば

く露時賃金額をもとに算定した保険給付額に相当する額に限る旨を省令に規定【**建議**】

【参考：上記の改正後に対応するもの】

（１）特別加入制度の対象拡大について（労災則）

例えば、家族従事者、B to Cのフリーランス、「採補の事業」への「養殖の事業」の追加【**建議**】

（２）労災保険給付が及ぼす徴収手続の課題について（労災則）

事業主への情報提供（メリット制の労災かくし・不利益取扱いに関する実態把握を含む。）【**建議**】